

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成17年9月2日(2005.9.2)

【公開番号】特開2003-78837(P2003-78837A)

【公開日】平成15年3月14日(2003.3.14)

【出願番号】特願2002-165841(P2002-165841)

【国際特許分類第7版】

H 04 N 5/445

H 04 N 5/44

H 04 N 7/08

H 04 N 7/081

H 04 N 7/173

【F I】

H 04 N 5/445 Z

H 04 N 5/44 A

H 04 N 7/173 6 2 0 Z

H 04 N 7/08 Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年3月8日(2005.3.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

画面合成部39は、テレビジョン画面生成部20で生成されたテレビジョン画面と、マイコン59のWWWブラウザ処理により生成されたブラウザ画面とに基づき、モニタ40に表示される画面を求める。画面合成部39は、マイコン59からの制御に従い、テレビジョン画面およびブラウザ画面のいずれか一方を選択して出力する。あるいは、画面合成部39は、テレビジョン画面とブラウザ画面との2画面を同時に含んだ表示画面を得るために、固定スケーリング部38を用いてブラウザ画面のサイズを固定的に縮小する。いずれにしても、画面合成部39における処理は、テレビジョン受信機9で固定的に定められている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

ブラウザ起動コマンドが入力された場合、マイコン59は、インターネット4に接続されたサーバ3から、取得したURL112に対応したコンテンツ102を受信する(ステップS904)。次に、マイコン59は、受信したコンテンツをモニタ40の画面全体に表示させるために、画面合成部39に対して全画面表示を指示する(ステップS905)。次に、マイコン59は、受信したコンテンツに基づき、ブラウザ画面を生成する(ステップS906)。マイコン59によって生成されたブラウザ画面は、画面合成部39に供給され、画面合成部39が管理する表示プレーン(図示せず)に記憶される。画面合成部39は、ステップS905で全画面表示の指示を受けているので、マイコン59から供給されたブラウザ画面をそのままの状態で出力する。これにより、モニタ40には、ブラウ

ザ画面が画面全体に表示される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0043

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0043】

次に、テレビジョン受信機2の各構成要素について説明する。テレビジョン画面生成部20は、アンテナ21、チューナ22、トランスポートストリームデコーダ23（以下、TSデコーダと略称する）、および、オーディオビデオデコーダ24（以下、AVデコーダと略称する）を含んでいる。アンテナ21は、テレビジョン放送装置1から送信されたデジタルテレビジョン放送の電波を受信し、受信した電波を電気信号に変換して出力する。チューナ22は、アンテナ21の出力信号から所定の周波数帯の信号を選択し、選択した信号を復調する。これにより、チューナ22は、MPEG（Moving Picture Experts Group）規格に準拠したトランスポートストリームを出力する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0061

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0061】

次に、図3を参照して、テレビジョン放送装置1の動作を説明する。図3は、テレビジョン放送装置1の動作を示すフローチャートである。テレビジョン放送装置1では、まず、多重化部11に対して、テレビジョン信号101が入力される（ステップS101）。ステップS101で入力されるテレビジョン信号101は、テレビジョン番組を構成するオーディオ信号とビデオ信号とを多重化して得られたトランスポートストリームである。次に、多重化部11に対して、テレビジョン受信機2のWWWブラウザ機能を制御するためのブラウザ制御データが入力される（ステップS102～S104）。より詳細に述べると、多重化部11に対して、ステップS102ではブラウザ表示指示111が入力され、ステップS103ではURL112が入力され、ステップS104では表示スタイル情報113が入力される。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0066

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0066】

次に、図4を参照して、テレビジョン受信機2の動作を説明する。以下では、ある会社Aによって製造販売される製品aのコマーシャルメッセージが、テレビジョン放送される場合を例として取り上げる。会社Aはインターネット4に接続されたサーバ3を管理しており、サーバ3には製品aを紹介するコンテンツ102が蓄積されているとする。コマーシャルメッセージの制作者は、製品aのコマーシャルメッセージが放送されるときに、視聴者にコンテンツ102にアクセスしてもらいたいと考える。そこで、テレビジョン放送が製品aのコマーシャルに切り替わるときに、テレビジョン放送装置1は、入力されたテレビジョン信号101に、ブラウザ表示指示111とURL112と表示スタイル情報113とを多重化して送信する。図4は、これら3種類のブラウザ制御データが多重化されたテレビジョン信号をテレビジョン受信機2が受信した後の、マイコン51の動作を示すフローチャートである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0075

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0075】

終了コマンドが入力された場合、マイコン51は、ブラウザ画面を消去するために、画面合成部30に画面消去を指示する（ステップS209）。ステップS209が実行された後、画面合成部30は、テレビジョン画面生成部20で生成されたテレビジョン画面を出力する。ステップS209の後、マイコン51は、WWWブラウザ処理を行うことなく、ブラウザ表示指示111に関する処理を終了する。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0099

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0099】

以上に示すように、本実施形態に係るテレビジョン受信機は、予約コマンドが入力されたときに、URLとコンテンツとをメモリに蓄積し、再生表示コマンドが入力されたときに、蓄積したURLとコンテンツとを用いてWWWブラウザ処理を行う。このようにコンテンツを蓄積することにより、サーバに再度アクセスすることなく、予約一覧表示を行い、予約したコンテンツを再生表示することができる。また、このようにURLを蓄積することにより、URLを再び取得することなく、過去にアクセスしたコンテンツにアクセスすることができる。よって、本実施形態に係るテレビジョン受信機は、第1の実施形態に係るテレビジョン受信機と比較して、さらに高い利便性を有する。